

2 SDGs 未来都市の選定に係る評価のプロセスと方針について

- 4 ※本資料において、各用語は次のように表記する。
- 6 ・ SDGs 未来都市選定基準 … 選定基準
 - 6 ・ 自治体 SDGs 推進評価・調査検討会 … 検討会
 - 8 ・ 内閣府地方創生推進事務局 … 事務局
 - 8 ・ 自治体 SDGs 推進関係省庁タスクフォース … タスクフォース

10 **I 事務局による整理（外形要件等）**

12 (1) 実施主体

事務局

14 (2) 実施目的

II-①で実施する、検討会による書面評価に付す応募内容の整理

16 (3) 実施期間

2026年4月23日（木）～5月1日（金）

18 (4) 実施内容

- 18 ・ 事務局による整理を行う。
- 20 ・ 選定基準に基づき、
「評価、採点に必要な事項が記載されているか」
「過度に冗長な表現となっていないか」について、確認を行う。
- 22 ・ 各評価項目について、「○」または「×」で確認する。
- 24 ・ 各評価項目について、「○」とした場合にも、募集要領等の内容に則していない場合
や、記載内容が十分とは言えない、または、記載内容の説明が十分とは言えない場合
については、事務局意見を付す。

26 (5) 結果の整理

以下のとおり、2つに分類する。

分類	分類方法	申請の取扱
区分ア	すべての確認項目について、 「○」と整理されたもの	検討会による書面評価に付す。 (事務局意見がある場合には、 合わせて付す。)
区分イ	上記以外のもの	以降の評価は行わない。

28 (6) 結果の公表

公表しない。

30

2 **Ⅱ－① 検討会による書面評価**

4 (1) 実施主体

検討会委員

6 (2) 実施目的

Ⅱ－②で実施する、検討会における総合評価に資する評価

8 (3) 実施期間

2026年5月1日（金）～6月10日（水）

10 (4) 実施内容

- 10 ・ 検討会委員による評価を行う。
- 12 ・ 各委員は、各提案について、選定基準に基づき各評価項目を「0～5点」「0～10点」
14 または「0～15点」で採点する。（合計130点満点）
- 16 ・ 各委員は、SDGs未来都市として選定すべき特段の理由があると判断した提案に
18 ついては、その理由を参考意見として記載する。
- 20 ・ 評価の際、前述の事務局意見、及び、タスクフォースからの参考意見を、参考資料と
22 して活用する。
- 24 ・ 各委員は、評価するにあたり応募自治体に対し質疑がある場合、事務局を通じて実施
26 する。
- 28 ・ 各委員の評価を事務局にてとりまとめ、以下のとおり各提案の点数を集計する。

ア 各評価項目の点数

各評価項目の点数は、評価を行った委員全員*の点数を単純平均した値（小数点
第2位を四捨五入）とする。

※応募自治体に密接な関係があり、当該応募に係る評価をご辞退いただいた委
員を除く

イ 提案書の点数

提案書の点数は、上記で算出した各評価項目の点数を合計した値とする。

30 (5) 結果の整理

検討会による書面評価の結果を基にⅡ－②にて選定推薦案を決定する。

32 (6) 結果の公表

公表しない。

34

2 **Ⅱ－② 検討会による総合評価**

(1) 実施主体

4 検討会

(2) 実施目的

6 選定推薦案の作成

(3) 実施期間

8 2026年6月下旬頃

(4) 実施内容

10 「Ⅱ－① 検討会による書面評価」において、集計した点数・参考意見等を踏まえ、
SDGs 未来都市の選定推薦案を決定する。

12 (5) 結果の整理

以下のとおり、2つに分類する。

分類	申請の取扱
SDGs 未来都市の選定推薦	検討会として選定推薦する。
上記以外	検討会として推薦の対象外とする。

14 (6) 結果の公表

検討会の選定推薦案及び議事要旨について、公表する。

16 ※選定推薦案については選定結果公表にあわせての公表を予定